

第41回平成23年12月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年12月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時35分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤喜代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

## 5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		諸般の報告	
日程第 4	請願第 4号	与謝野町入札制度に対する請願書	(提案～委員会付託)
日程第 5	請願第 5号	障害者総合福祉法の制度を求める国への意見書についての請願書	(提案～委員会付託)
日程第 6	議案第 117号	人権擁護委員候補者の推薦について	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 118号	与謝野町立保育所条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第 119号	与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第 120号	与謝野町総合計画審議会条例の一部改正について	(提案理由説明～質疑)
日程第 10	議案第 121号	与謝野町立算所会館条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第 11	議案第 122号	与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	(提案理由説明～表決)
日程第 12	議案第 123号	災害復旧事業の施行について	(提案理由説明)
日程第 13	議案第 124号	町道路線の認定について	(提案理由説明)
日程第 14	議案第 125号	町道路線の変更について	(提案理由説明)
日程第 15	議案第 126号	平成 23年度与謝野町一般会計補正予算 (第 6号)	(提案理由説明)
日程第 16	議案第 127号	平成 23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 2号)	(提案理由説明)
日程第 17	議案第 128号	平成 23年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 2号)	(提案理由説明)
日程第 18	議案第 129号	平成 23年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1号)	(提案理由説明)
日程第 19	議案第 130号	平成 23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 2号)	(提案理由説明)
日程第 20	議案第 131号	平成 23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2号)	(提案理由説明)

日程第2 1	議案第1 3 2号	平成2 3年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第2号)	(提案理由説明)
追加日程第1	請願第 6号	T P Pへの参加反対の意見書を求める請願	(提案～委員会付託)
追加日程第2	請願第 7号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書	(提案～委員会付託)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

第41回平成23年12月定例会の開会に先立ち、一言、あいさつを申し上げたいと思います。時間のたつのが早く、ことしもいよいよ最後の月となりました。9月定例会の終了後にも、皆さん方には広報の特別委員会、庁舎問題の特別委員会、活性化の特別委員会等々、大変忙しく頑張ってくださいました。また、加えて町の行事、事業もたくさんあり、例えば着物祭り、国民文化祭に町民文化祭、そして、各地区の文化祭、また、スポーツの交流大会等々、多くの行事の締めくりとして11月13日には岩滝大名行列とオータムフェスティバルが共催されまして、多くの参加をいただきました。また、余談になりますけれども、陸上の選手として与謝野町出身の木崎選手、西原選手が大きく報道され、与謝野町の名をはせてくれました。また、政治の面におきまして、近畿に目を向けますと、過日27日に行われました大阪の選挙において、大阪維新の会が圧勝されました。今後、どういう実績を残していられるのか、このことにつきましては、しっかりと我々も行動を受けとめながら、我々地方議会に与える影響も大きなものがあるのではないかなというふうに思います。しっかりと目を向けていきたいなと思います。

なお、本日の本定例会、いよいよ平成23年の最後の定例会であります。皆さん方には与謝野町の将来に向かって積極的な質問をいただきながら、本定例会が有意義に終わりますことをお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

太田町長からあいさつの申し出が参っておりますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長 (太田貴美) 改めまして、皆様、おはようございます。

きょうからいよいよ12月に入りまして、師走を迎えました。これからいよいよ年の瀬に向かって、何かと気ぜわしい時期となりますが、そのような中、本日ここに第41回平成23年12月与謝野町議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、井田議長様はじめ議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、こころより厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では人事案件1件、条例案件5件をはじめ災害復旧事業の施行1件、町道路線の認定及び変更、各1件、一般会計補正予算(第6号)ほか各会計補正予算6件など、都合16件の重要議案をご審議いただくこととしております。

特に一般会計補正予算(第6号)におきましては、仮称でございますが、庁舎統合検討委員会の委員報酬費の追加や住宅改修助成事業の助成金の増額、台風12号、15号の被害によります農地農業用施設及び林道の災害復旧事業のための予算などをお願いいたしております。いずれにいたしましても、町を取り巻く環境は地域経済の回復の兆しが見えない厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様とともに一生懸命頑張っておりたいというふうに存じますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (井田義之) 皆さんにご報告しておきます。

宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐に出席いただいております。

なお、昨日、請願2件、提出がありましたので、第1回目の休憩時間に議会運営委員会を開催をしていただきたいと思います。

なお、本会議終了後、庁舎問題特別委員会の第2分科会が開催されますので、お知らせをいたしておきます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより第41回平成23年12月定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は請願第4号 与謝野町入札制度に対する請願書ほか17件であります。以上、18件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第116条の規定により、5番 塩見晋議員、6番 宮崎有平議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告については質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

勢旗委員長。

総務常任委員長(勢旗 毅) おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る11月21日に委員会を開催いたしました。継続審査としてお願いをしておりました指定管理者制度について、総務課から運用のガイドラインの説明を受けました。これは平成24年3月に3年間の指定期間が終了する多くの指定管理者があることや、従来の非公募ということから、原則、公募にかわる点、また、現在はやや甘いというふうに言われております、モニタリングの強化、充実等について説明を受けました。また、現在の指定管理者制度そのものについても意見交換を行うなどいたしまして、本委員会は今年度の行政視察の中でも岐阜県恵那市で、この問題について視察をしてまいりましたし、来春の春に向けて、さらに継続して勉強をすると、こういう所存であります。以上でございます。

議長(井田義之) 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

赤松委員長。

文教厚生常任委員長(赤松孝一) それでは、閉会中の文教厚生常任委員会の活動について、簡単に報告申し上げます。

委員会では、特に福祉課の地域共生福祉型施設の建設につきまして、特に用地造成に関しましての協議、それから、教育委員会所管では、小・中学校の適正規模、適正配置、この中で、特に

加悦中学校の改築の課題、それから、次に請願審査、中学生に最もふさわしい教科書の採択を求める教育委員会への意見書の提出を要望する請願につきましても協議をいたして、これはただいま継続審査中でございます。以上、簡単に文教厚生常任委員会から報告いたします。

議長（井田義之） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

浪江委員長。

産業建設常任委員長（浪江郁雄） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

11月21日に委員会を開催いたしました。議題としましては、阿蘇シーサイドパークについてと、住宅新築改修等補助金制度についてであります。阿蘇シーサイドパークについては、整備の現状や、それから今後の予定などの報告を受けました。その中で完成年度については、震災の影響で今のまま予算の縮小が続けば完成がおくれる可能性があるかもしれないというような報告を受けておりまして、このあたりは全く予測がつかない状況のようです。また、都市機能用地については、担当課としまして、いろいろと今、検討されておりまして、それに対して委員からも、さまざまな意見やら提案がされておりました。そのほかには芝生の水はけの問題や、また、トイレの数、また、今後の管理費用などの意見等ございました。

次に、住宅新築改修等補助金交付制度の現状を伺いまして、6月、7月は前年度より少ないようでありましたが、ここに来て、件数が増加してきておりまして、また、来年度の制度の終了にあわせて、それから、下水道の整備を待っておられる方など等ございまして、このままの状況が続くのではないかというような見通しのようです。

委員会の報告は以上であります。そのほかには委員会を代表いたしまして、10月11日に府県道中藤加悦線、加悦但東線改修期成同盟会の総会、そして、主要地方道宮津養父線岩屋峠改良促進協議会の定期総会と、それから、要望活動としまして11月1日には京都府庁へ行ってきました。

以上、まことに簡単であります。報告とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いします。

今田委員長。

議会活性化特別委員長（今田博文） それでは、議会活性化特別委員会の報告をさせていただきます。

9月議会終了後、5回の委員会を開催いたしました。現在、37項目、検討課題がありますけれども、ほとんど議論といいますか、消化をさせていただきました。残っているのは議会基本条例をどうするかと。それから、議員定数、議員報酬についてどうするかと。この二つの非常に重たい課題を、まだ、残しております。

京丹後市への研修視察に行ってきました。この目的ですけれども、その議会報告会の関係で、うちの委員会としても一応、まとめさせていただいたわけですが、この議会で、議場で全協の中で報告する中で、もう少し改良といいますか、自由度を増したらどうかというふうなご意見をいただきました。そのことを踏まえまして京丹後市さんも当初は議会報告会ということをやっておられましたけれども、議会懇談会というふうな形で名称変更をされまして、議会からの報告の時間をかなり短くされて、その後は住民の皆さんとの懇談をする時間を長くとおられました。その議員の答弁につきましても、自由度を増したといいますか、今まで過去にあったことだけを報告といいますか、答弁するだけではなしに、もう少し柔軟な形で答弁をしておると

いうふうなことでございましたので、うちの委員会としましても、そういう方向で検討といえますか、議論をさせていただきまして、ほぼそういう形で、委員会ではまとまったということでございます。

12月議会の最終日に議長に申し上げておるんですけれども、全協を開いていただきまして、その中できょうまでの検討項目につきまして決まった部分の報告をさせていただきますので、きょうのところは、このぐらいで報告にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（井田義之） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

議会広報特別委員長（野村生八） 広報特別委員会の報告をいたします。この間、広報委員会を4回開きまして、議会だよりの第22号の発行に努めてまいりました。予定どおり発行をすることができました。この中で誤りがありましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。

9ページに簡易水道会計の賛成、反対の表記がされていますが、この賛成の数12というふうに書いたんですが、これが11の誤りでしたので、おわびをして訂正させていただきます。後のほうに賛否が分かれた議案の一覧表が載っていますが、そちらのほうが正しいということでご理解いただきたいと思います。

この間、努力してきました、大変安定した発行ができてきたと思います。ぜひ、ごらんいただきまして、ご意見をいただけたらありがたいというふうに思っています。なお、表紙の写真が、今回も非常にすばらしい写真を掲載することができました。ところが、印刷会社のミスで一部色が悪い議会だよりが刷られて配布されたということもありまして、それについてもおわびをしたいと思います。印刷会社にはきつく、こういうことのないようにということで交渉をさせていただきました。その中で、このとじ方ですね、今、無線とじというんですか、のりでとじてぱっと開かないとじ方になっていますが、これをホチキスどめにかえることによって納期が大きく減らすことができますと、予算も減らせますというお話を聞くことができました、次の広報委員会で検討させていただきたいと。非常に、この今の納期というのが、発行に大きく影響してきますので、早急に検討させていただきたいというふうに思っています。引き続き、そういう改善を努力しながら努めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。以上で報告をいたします。

議長（井田義之） 次に、庁舎問題特別委員会の活動報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題の特別委員会の報告をいたします。

当委員会は第8回まで会議を重ねております。9月議会で第6回までの経過のご報告はさせていただいておりますので、その後につきましての報告をさせていただきたいと思っております。皆さん、ご存じのように9月議会で請願が出されまして、当委員会で付託を受けたわけでございます。第7回の委員会では請願者のお二人にご出席をいただきまして、説明をいただき、委員から質疑をさせていただきました。また、第8回の委員会では町長、副町長、企画財政課長ほか企画財政課の職員の方に出席をいただきまして、冒頭、町長より町政懇談会を終えて、その後、検討した結果、12月に庁舎問題の検討委員会を立ち上げるということを表明をされました。

その後、これにつきましての質疑が行われまして、町長が退席の後、請願審査に移り、私の提案でいろんな観点から、二つの請願に対しましての委員会を、第1分科会と第2分科会に分けさ

せていただきまして、請願審査を行うということに決定をいたしました。第1分科会の座長を家城副委員長にお願いし、第2分科会の座長を私が担当することになりました。現在、継続して請願の審査を行っているところであります。なお、当委員会の9月までの経過と請願の内容につきましては、11月10日発行の議会だより、第22号でありますけど、これに掲載をしておりますので、お目通しをいただければなというぐあいに思っております。以上であります。

議長（井田義之） 続きまして、一部事務組合等の報告をお願いします。

宮津与謝消防組合議会定例会の報告をお願いします。

16番、今田議員。

16番（今田博文） 宮津与謝消防組合の議会が10月26日、宮津市の議場で行われました。

議案につきましては、22年度決算と補正予算です。22年度決算につきましては、歳入9億4,792万円、歳出9億2,469万円、差し引き2,322万円の黒字決算となりました。

歳入のほとんどが各市町の分担金でございます。宮津市3億4,506万円、伊根町6,715万円、与謝野町3億9,819万円、合計8億1,041万円、歳入の85.5%を占めております。その他の歳入につきましては、京都府の未来づくり交付金、消防債などがございます。歳出総額は9億2,469万円、人件費が6億6,554万円で歳出の80.9%を占めています。その他でございますけれども、財務管理システムの管理委託料963万円、需用費で1,942万円、消防ポンプ自動車購入費4,037万円でございます。現在、職員さん86名でございます。火災発生状況でございますけれども、これ22年度でございます。建物火災、宮津が4件、伊根町1件、与謝野町10件、合計15件、発生しています。

車両火災、その他火災を加えまして合計27件、損害額は6,237万円でございます。救急業務につきましては、件数、本署が636件、宮津分署690件、加悦谷分署520件、京北分署351件、合計で2,097件の救急業務をされております。それから、ドクターヘリの出動でございますけれども、全体では847件です。京都府が180件、そのうち宮津与謝につきましては11件のドクターヘリの出動があったということでございます。これが決算の内容でございます。補正予算につきましては、災害時対応のエアータントの購入、それから加悦谷、京北分署の耐震工事、それから、宮津、加悦谷、京北分署の非常用電源の設置、これが補正予算の内容でございます。以上でございます。

議長（井田義之） 最後に京都地方税機構と議長会の報告を、私のほうからいたします。

まず、京都地方税機構業務執行状況等の説明会が29日、過日、開かれました。宮津の総合庁舎で開かれました。そこに出席をいたしました内容について、少しでも報告をさせていただきます。皆さんのお手元に資料等をちょっと配付させていただいておりますけれども、22年度の決算につきましては9月定例会で報告をさせていただきましたので、終わっておりますが、29日にありましたのは、今186名で税機構をやっているということ。それから、22年度は本格的な1年間の実績であったけれども、特に気をつけたのは時効がどんどんどんどん参ってきますので、時効にならないように気をつけておるということでもあります。実質的には5ページ、皆さんに配っております5ページの中に滞納処分実績ということで、下に差し押さえというのがあります。特に預貯金とか給料とか生命保険とかの差し押さえに力を入れながら、現金収入も努力をしておるということです。



戻っていただきまして、その裏、1ページですけれども、1ページに概要の中で上の表ですけれども、現年の課税分、それから、滞納繰越分というのがあります。滞納繰越分が21年度までで73億4,100万円ですか、これが22年度では98億7,700万円とふえております。23年度についての見通しはどうかと聞きましたら、ふえる傾向にあるということでありますので、それぞれの自治体も一生懸命頑張っていかなければならないということのようでした。

あと一番最後というか、13ページというのも皆さんのお手元に配っておりますけれども、これにつきましては与謝野町の実績、それから、全体の町村別のやつが出ております。特に与謝野町の場合、差し押さえですけれども2,168万円、それから、あと不納欠損が1,981万6,000円ということで表になっております。よその地区と比べながら、我が町がどういう状況でお世話になっておるのか。また、我が町から、いかほどの金額が税機構のほうに移管をされておるのかというあたりを、また、お目通し願えたらありがたなというふうに思います。

以上で、税機構の報告を終わらせていただきます。

次に、議長会の報告をさせていただきます。皆さんに、議会議員の動きという中で、特に私が特別に参加させていただきました事業につきましては網掛けをいたしております。これは議員の皆さんだけにお配りをしております。多くの事業なり会議等、参加させていただきましたけれども、私のほうから報告させていただきたいと思っておりますのは、11月の予定の中で15日の日に、中ほどですけれども、15日の日に町村創立90周年記念事業ということで町長、副町長、教育長、それから、私と4人で参加させていただきました。90周年を祝う会でありますけれども、特に、その中で皆さんにお知らせをしておかなければならないなと思っておりますのは、こういう、いわゆる記念誌をいただいてきております。写真が主な内容でありますので、議長室に置いておりますので、また、見ていただけたら、いろいろな過去の思い出等も詰まっておりますので、よいのではないかなというふうに思います。

それから、皆さんのお手元に全国大会の特別決議の文を配っております。これは16日、15日の日に京都でやって、16日に東京で12時から全国大会がありました。国会議員の内閣総理大臣は代理でしたけれども、その他、大臣とか国会議員さん、多くの方が参加される中で大会が開かれました。その中に、皆さんのお手元に配っておりますのは環太平洋経済連携協定に関する特別決議、それから、東日本大震災からの早期復旧に関する特別決議、それから、真の分権型社会の実現に関する特別決議、町村税財源の充実強化に関する特別決議、社会保障改革に関する特別決議、以上、5件の、その他決議ありますけれども、特別決議として5件の決議が異議なしで承認をされましたことを申し上げまして、議長会からの特別決議の報告とさせていただきます。

続きまして、2市2町の議長会が21日に開催をされました。これも一応、皆さんのお手元に資料を配らせていただいておりますけれども、いわゆる京都府の取り組みの状況、商業関係、それから、鳥獣害の関係、それから、土木の関係、そういうような説明を聞かせていただきました。参加者といたしましては、こちらからは副議長と事務局長、各2市2町の3人が集まりまして、それから、府議員さん、異府議員と多賀府議員さん、それから、振興局長、山崎土木事務所長、それから、中村農業商工部長の参加をいただきまして、それから、森本副局長も参加いた

だきまして、いろいろな説明を受けました。資料をまた、見ておいていただけたらありがたいなというふうに思います。特に土木工事につきましても、こういう工事に、ことしはかかるんだというようなことがありますので、見ておいていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それから、あと補足的に説明させていただきたいことがあるんですが、それは与謝の海病院のMR Iの関係ですが、21日に説明を受けたときには、まだ、使える状態ではないということだったんですが、後日に、そのちょうど会議をした21日から与謝の海病院のMR Iが使えておると、できておると、稼働しておるということで報告がありましたので、皆さん方にお知らせをしながら、また、町民の皆さんにも、そうして、与謝の海病院のMR Iを使っただくようなお知らせもしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私のほうからの報告を終わらせていただきます。

次に、日程第4 請願第4号 与謝野町入札制度に対する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番、今田議員。

- 16番（今田博文） それでは、請願に対しまして提案をさせていただきたいと思っています。内容は、与謝野町入札制度に対する請願でございます。

請願趣旨を朗読をさせていただきます。

地方公共団体としての与謝野町が発注する公共工事は、町民生活や経済活動の基盤として極めて公共性が高く、災害復旧事業などの緊急対策及び冬季における除雪対策など、すべて町民の税金を原資として施工されるものであり、常に町民の理解と信頼のもとに進められているところであります。

我々、土木業界は、日ごろから町民目線で対応し、信頼され得る存在として努力しております。

しかしながら、現行の事前最低予定価格公表で入札を実施する場合、多くは「くじ引き入札」であり、「運任せ入札」は好ましくなく、現行の入札制度は行政としての「保身」であります。

このままの入札制度では、会社運営の存続が不可能な業者も出てくることも予想される中、冬季の除雪対策及び災害復旧対策など困難となり、公共工事の質が下がることにつながることも懸念されます。

積極的に入札発注率を高めるよう配慮していただき、建設業界が雇用の場となり、地域貢献が可能となるよう強く要望いたします。

請願事項

1 与謝野町最低入札予定価格の事前公表を廃止し、地域への貢献度等を評価による競争入札の実施。

1 建設業界が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できますよう、最低制限価格の見直しを早急に実施。

請願事項といたしましては、この二つでございます。この入札に関します制度につきましては、この議会でも一般質問等々で何回か、この議場でも議論になったところがございますし、議員の皆さんも十分ご承知だというふうに思っております。京都府におきましても、くじ引きの落札が3割を超えているというふうな状況になっているというふうに伺っております。06年度が

1. 2%、07年4.8%、08年10.5%、09年23%、10年度には31%の入札がくじで決まったというふうに報道をされております。このことを踏まえまして、京都府におかれましては入札制度評価検討委員会を11月4日に開催をされておまして、いろんな議論がされております。委員会が発足をいたしまして、大学の教授でありますとか、あるいは弁護士でありますとか、その他、ジャーナリストの皆さん、5人で委員会を開催といえますか、発足をされて入札制度の検討がされている状況だというふうに思っております。このように全国的に、こういったくじ引きの入札というのが広がっておるといふ状況は、どこの地域にとりまして同じような状況ではないかなというふうに思っております。

しかし、このことは非常に問題を多く含んでおるといふふうに思っております。一つには業者の、会社のいわゆる積算能力でありますとか会社経営、そういった部分のノウハウが生かせないというふうな部分もあり、非常に問題になっております。今回、この請願を受けまして、皆さんにご議論いただき、ぜひご採択をいただきますようお願いを申し上げます、説明ということにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（井田義之） これより紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、与謝野町入札制度に対する請願につきまして、紹介議員にお尋ねいたします。

請願者が三社になっております。例えば、与謝野町商工会には建設業部会がございます。

164の事業所が部会の中で活動されております。さらに、その中で建築部会が98人、土木部会が32人でございます。この三社は土木部会に入っておられます。ならば、もう少し、例えば与謝野町の商工会の土木部会で議論いたしまして、もう少し全体としての問題で請願はできなかったのでしょうか。なぜ三社になったか、お尋ねいたします。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そのことについては、私は詳しくは存じ上げません。今おっしゃったように商工会で建設部会等あり、業者の皆さんが加入されてるということについてはわかっておりますけれども、そのことと今回、三社の方が、こうして請願を上げられたということの関連についてはわかりませんが、今回は三社で請願を上げたいという意思だというふうに思っています。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 三社だけど、その経過はわからないということなんですけども、やはり請願する場合、やはり土木部会というものがあるならば、全体としての意見を合意のもとに請願をされるべきだというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

もう1点は、京都府の中でも議論がされているという紹介議員のお話がありました。京都府議会におきましても、障害者を一定の割合雇用する事業所などを優先する数値目標を含めた処置を講ずるよという要望も出されております。さらに、非常に大きな問題でございますけども、総合評価方式、環境、人権、男女共同参画、障害者の雇用などを確保し、推進を図る公契約基本条例、これが非常に難しい問題でございますけども、こういった問題を、この三社が請願を出される場合に、紹介議員を含めまして議論はされたのでしょうか。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 前段の部分ですけれども、もう少しまとまりがあればよかったというお話なんです。が、請願というのは、ご存じのように憲法で保障されています。何人たりとも請願はできるわけですので、そこのご理解はお願いをしたいというふうに思っています。

後段の部分につきまして、そういったお話といえますか、議論といえますか、そういうことはしておりません。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ならば、現在、与謝野町が実施しております競争入札を否定する場合、やはりこういった考え方、こういった入札制度もありますよという議論、非常に難しい問題でございまして、繰り返し述べますけれども、公契約の基本条例などをしっかり調査研究をして、議論をした上で、やはり請願は出すべきだというふうに私は思いますけれども、紹介議員のお考えをお尋ねいたします。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 今の与謝野町の入札制度、予定価格と最低制限価格を公表する、この制度については、私自身も非常に疑問といえますか、問題があるのではないかというふうな思いでずっとおりましたので、そういった私自身の思いと、これから三社の皆さんの思いとが、すべてではございませぬけれども、一致をしたということで、今回、私は紹介議員にならせていただいて、お願いをしておるといってございませぬ。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 請願をなされてからでもあれですけども、ぜひとも、商工会の中では建設業部会もあり、土木部会もあり、建築部会もございませぬ。ぜひとも調査研究、活発な議論をお願いしておきたいと思っております。以上です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、大変大きな、私、課題だと思うんですが、議論をしていく、深めていく意味では非常に大切な請願だとも思いますし、幾つか質問したいと思っています。

一つは、私自身も、この合併後の第1期目といえますか、議会の中でも入札問題も取り上げた経過があります。その場でも申し上げておりましたが、入札制度というのは、旧町のときから、いろいろと大きな問題も抱えながらトラブった経過もありましたし、提案者の今田さん自身も同席して、その中でいろいろと吟味した経過もあります。私は今の現時点ね、全国の入札制度、いろいろと見てまして、決して最高レベルだというふうに思っていないんですけども、それは、こういうもんだというのがあるわけではないわけで、そういうもとの、いうなら模索の段階の今、状況ではないかというように思います。問題なのは、よりベターに、それを接近どうするかということだと思うんですね。そういう角度で、今、町は取り組んでいるというふうに私自身も一般質問の中でも何度かお聞きしているところです。そこで、私が聞きたいのは、今回の請願が今、この文面だけでは読み取れん、もう少し読み取れんのですけども、不況だから非常に大変なので、行政に対するいろいろな要望、要求が、激しい要求が出ることはよくわかるんですけども、どういふ制度がいいと、今の制度よりも、こういう制度をすべきだというふうにちょっと、もうちょ

つと見えないんですね、断片的な言い方で。この点は、今田さんは、どう理解しておられますか。  
議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） まず、請願事項の1点目ですけれども、最低入札予定価格の事前公表を廃止をしてほしい。これは今、先ほど申し上げておりますように、与謝野町の入札につきましては予定価格と最低制限価格を事前に入札前に公表しています。そのことによって、いろんな弊害が出るんだろうというふうに私自身は思っております。先ほどもちらっと申し上げましたけれども、企業の積算能力でありますとか、あるいは経営努力や技術能力というのが、あまりこの制度の中では生かされにくいのではないかというふうに思っています。

どういう制度がいいかということですが、100%これがいいというふうな制度というのは、はっきり言ってないのではないかというふうに思っています。いろんな自治体や国交省も含めて、いろんな模索をされています。その中で予定価格は事前公表すると、最低制限価格は公表しないと、事後公表にするということで入札を行う。こういう制度にしてほしいということです。これが1点目の請願です。

2点目の請願事項ですけれども、最低制限価格の見直しをお願いをしたいということです。今、いわゆる国交省の制度に基づきまして、最低制限価格を町も決めておられます。今、最低制限価格が平均で85%ぐらいだというふうに言われています。それを90%に上げてほしいという請願事項です。これは国交省も既に通達を出して90%ぐらいに上げるべきだというふうなことは通達が既に出ているというふうに思っております。この二つが今回の請願の中身でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私もつけ焼き刃の質問で非常に迷惑かけるかと思うんですけども、今の話はかなり大事なポイントだと思うんですね。しかし、これで今の現在、町が入札制度をやっておることを超えられるのかどうか、いろんな難題が解決できるのかどうかですね。それは今ここの請願者の方々も言っているんでしょうけども、雇用の確保の問題だとか、それから、できた製品、作品ですね、その事業がきちんと安全にできるのか、無駄のない、いわゆる俗に言う手抜きみたいなことはないのかどうか、そういうことをちゃんと保障されるとかね。こういうことは非常に大事なわけで、私はちょっと今の話の中でいうと、まだ、断片的な側面があるのではないかというふうに思っています。

それから、もう一つは、今後、検討していく必要はあると思うんですけども、もう一つは、先ほどありましたけども、とにかく今後、今言うような町が、この間、研さんをしてきて、この問題についての全員協議会での説明もありました。僕は、それなりにベターな、今はね、制度だろうというふうに思っているんです。先ほども、いわゆる事前公開の問題も、できるだけ公開するというのは時代的な流れではないかと、今、ずっといっているのはね。そういうもつとで、どういう合意形成をしていくのかと、業界も含めた、というところが非常に大きな問題になっていますので、これは非常に私自身、また、これがどうこういうわけではありませんけども、入札制度が最もベストというのがちょっと私自身もようつかめませんので、ぜひ、この点は私自身も疑問だということを言ってきます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 伊藤議員、おっしゃったように100%完璧な制度というは、なかなか難しいん

ではないかというふうに思っています。その中で、今、町の制度を考えるときに、まず、最低制限価格の事前公表、これをやめてほしい。このことが第一の請願事項、この三社の皆さんの願意、お願いだというふうに私はとらえています。最低制限価格を公表することによって、ほとんどの業者が、その最低制限価格に合わせて、入札額を合わせてくる。内訳書も、それに合わすと、そのことによって、いわゆる業者の能力、積算能力を含めた、いろんな能力というのが本当に発揮できる状況になっているのかなというふうにも思っておりますし、伊藤議員おっしゃるように、その100%パーフェクトな制度というのは、非常に難しいというふうに思うんですけども、せめて、この部分を改善してほしい。いただきたいというふうなお願いでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点だけ、今、答弁の中で改めて、いわゆる業者の技術力の問題が答弁されました。私、確かに技術力の問題は大事なことで、その点でいえば、行政の方はみんなキャリアがあるので、よくわかっていると思うんですけども、今は金抜きじゃないですね。一本やりですぼっと金額入れたらしまいなんですよ。いやそうですよ。内訳、工事内訳を全面的に積算して出すというふうなことはしていません。金額が決まりだと思えます。ごめんなさい。勘違いがありました。

きちんと計算されておるんだったらね、そのことは技術力として一つの反映だというふうに思いますので、申しわけありません。間違っていました、訂正します。

議 長（井田義之） 15番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、紹介議員さんに2点ほどお尋ねします。

この問題につきましては、私どもも、きょうまで一般質問等でやってきました。しかし、自分自身、どうしてもクリアできなかったのは、いわゆる、この中の貢献度ですね、地域貢献度の評価、このことが、どうしても、このことを詰めていきますと、やっぱり大きな企業しかできないんじゃないかなと、国家評価が高くなるんじゃないかなと、ここで私、引っかかりましてね。この部分がどうしても超えれなかったんですわ。地域貢献度、どの業者もということにはなかなかならない。大きな業者が地域貢献をする能力がある。これがクリアできなかったのも、そこは紹介議員は、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 既に京都府でも総合評価方式、いわゆる地域貢献度を加味した入札制度というのを既にやっておられます。大きな、その企業だけに恩恵があるんじゃないかというふうな質問だというふうに思うんですけども、そこは小さい業者の方でも除雪をされたり、それから災害復旧の関係でお願いしたりというふうな地域に対する貢献というのは、同じようにされているんだろうというふうに思います。その部分をもう少し加味して入札制度を組み立てていただきたいということでございます。

答弁になったかどうか、わかりませんが。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 伊藤議員から、先ほど、どうもこれだけでは読み取れないという部分、お話がございました。私は、この前段の、このままの入札制度では、以下、困難となり公共工事の質が下がることかと、こうあるんですが、この間にある文句が、紹介議員さんは、十分承知をされなが

ら意識的に抜かれたんではないかと思いますが、そこはどうです。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 私は請願文書に対して、そのようなことはしておりません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、ここに非常に重要なかぎがあると思っております。したがって、これから、いろいろなお話になろうかと思いますが、この部分をどうしていくのかな、これも大きな問題だと思っておりますのと、もう1点は、その事前公表の関係では、いわゆる従来の職員にかかっていたいろんな問題ですね、これをどうクリアしていくか、このことを忘れてはならないんじゃないかというふうに思いますけど、そこのところは、紹介議員はどうですか。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 一つは予定価格を公表していると、こういうことですね。事前公表している。そのことによって、今、いろんなソフトだとか、いろんなあれが出てますので、最低制限価格を知ろうと思えば、それは割と知ることができるということだというふうに、私は聞いています。そのことを踏まえますと、職員さんに対するいろんな、価格を知るために近寄るだとか、そういうことはないんじゃないかなと。事前公表をすべてなくした場合については、そういった予定価格を探るとか、いろんな動きが今まであったわけですけども、予定価格を公表するということによって、そのことはあまり心配をしなくてもいいんじゃないかというふうに私は思っています。

もちろん、その事前公表をしたり、官製談合というのが非常に問題になっておりますけれども、それは行政の責任は責任なんですけど、もう一つ突っ込みますと、それは職員のモラルの問題ではないかなというふうに思っていますので、職員がぴちっと、その線引きをする、そういう態度で臨むということであれば、そういったことがないんじゃないかというふうに思っています。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、紹介議員にもう1点だけ確認をしておきたいと思います。今、お話を聞きますと、いわゆる非常に、これまで私どもが言うてきたように、ソフトに、非常に優秀なソフトが出てきたということで、ほとんど1万円とは言いませんけれども、そこまで接近ができる。それは私ども聞いております。現実、そういうことだろうと思うんですが、それができたことによって、このことはクリアできると、こういう理解でよろしいですね。この最低制限価格の事前公表を廃止しても、そこまで業者の側が、皆それぞれ能力があるんだから、それはいいんと違いますかと、こういう受け取り方でよろしいか。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） その部分と、先ほど申し上げました、いわゆる職員のモラル、法令遵守、コンプライアンス、これだというふうに思っています。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） これにて質疑を終結します。

今田議員、どうぞ自席のほうに。

お諮りいたします。本請願は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、よって、本請願は総務常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

冒頭に申し上げましたように議会運営委員会の開催もありますので、10時50分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時51分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を続行します。

次に、日程第5 請願第5号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

3番、有吉議員。

3番(有吉 正) それでは、この請願第5号の紹介議員は小林議員、野村議員と私ですが、僭越ですが、私より提案の説明をさせていただきます。

初めに、この請願の趣旨、これは読ませていただきます。

国の障害者制度改革推進会議総合福祉部会で示された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」は、幅広い障害者・関係者の意見が反映されたものとなっており、この提言を反映し、新たな障害者総合福祉法が平成24年度、通常国会で成立し、制定されることが求められる。

請願の理由でございます。新たな障害者総合福祉法の制定が、当自治体の障害者の施策と暮らしの向上等に不可欠であるため。

請願項目

1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな障害者総合福祉法の制定を求める意見書を提出してくださいと、こういうことでございます。

この請願の背景には、平成18年度に施行されました障害者自立支援法が原則1割負担の応益負担を導入したことで曲折を重ね、違憲訴訟も相次ぎました。民主党政権は昨年1月、原告側と基本合意文書をかかわり、一連の訴訟で和解し、昨年6月、応益負担を廃した新しい総合福祉法制定を閣議決定をしております。また、自立支援法が混乱をもたらした原因の一つには、法案には具体策を盛り込まず、後から政令や省令で決める厚生労働省の姿勢であり、国会で十分審議できなかった責任は国にもあります。

昨年4月に障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者など55名からなる障害者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、ことし8月30日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言がまとめられました。この提言はインターネットでも調べることができますが、120ページ、このような厚くなるのが出てくるわけですが、120ページにも及ぶわけでございます。平成18年度、国連総会にて障害者権利条約が採択され、我が国は平成19年に署名はしましたが、国内法が未整備のため、いまだ批准できていません。今回の骨格提言は国連の障害者権利条約と、昨年の基本合意に基づくものであります。



以上、このような背景、状況をご理解をいただきまして、この請願の採択をお願いを申し上げ、私からの提案説明とさせていただきます。

議 長（井田義之） これより紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは質問させていただきたいと思います。

私自身、あまり知識がございませんので、丁寧にわかりやすくお願いします。

自立支援法が施行されて、もう何年になるかわかりませんが、当時、その自立支援法が施行されたときに、いわゆる利用者の10%負担、いわゆる1割負担しなければならないという制度に変えられたわけですね。そのときにこういった障害者の団体や福祉の団体から猛反発を食ったというふうなことが記憶にあるわけです。東京のほうに行かせていただいても、その国会議事堂の周辺に、そういった集団の方がおられて、その1割負担を廃止せよというふうなことで、非常に運動をされていたのを覚えておりますけれども、この自立支援法の1割負担、これは今、改正されて少し緩和をされているのではないかという漠然とした思いがあるんですけど、このところはどうなっているんですか。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） 私もあまりよくは知らないというたら誤解を生むかわかりませんが、福祉関係は、それなりに勉強したつもりですけども、そこまで詳しくお答えできるかどうか、ご期待に添えるかどうかはご勘弁いただきまして、ご答弁したいと思います。

確かにおっしゃられるように、私は改正されたかどうかというのは、ちょっとつぶさにはわかりません。それはただ、先ほども言いましたように後で省令や政令で出されると、通達がされるというふうなことで現場が混乱したというふうには聞いておるわけでございます。ただ、あとは行政、地方自治体ですね、末端の自治体のほうで多少、それをやわらかく運用されたことがあるのかどうか、それはつぶさには存じ上げませんが、多少の、そういうことはあったのではないかなというふうには考えております。ただ、そういったことで自立支援法が、1割負担が介護保険とは関係ないにしても、介護保険でも、そういうことはありますね。そういうことも今、やわらかく運用されておるということもつぶさにはわかりませんが、伺っております。そういうことはあるかもわかりません。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今回の、この請願は自立支援法から新しい障害者総合福祉法、これに制度が変わる時期に来ているというのか、そういう提案があるというふうには受けとめたいんですかね。ここに書いてある障害者福祉法が平成24年度通常国会で成立し、制定されることが求められていますということなんですが、これは既に来年の通常国会には法案として、もう既に出される準備がされていると、こういう理解をしたらいいんですか。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） ちょっと資料の中で京都新聞の、一応、先ほどの基本合意の中にもあったと思いますが、あったわけなんです、平成24年度には通常国会に提出して、総合福祉法を成立させるというような段取りの中で、現在、厚生労働省の中で、そういう準備に入っているというのが、

これは9月23日、障害者福祉法というような社説の中で京都新聞も書いておられるわけでございます。それともう一つ、この福祉部会の提言の中で、これ先ほども言いましたようにインターネットでも見れるわけなんです、これ終わりにと、これ最後にページに終わりにというふうな中で、こういうことが書いてあるんです。

地震と津波、さらには原発事故によって未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、障害者を含む被災地の人たちに極めて大きな困難を与えていますと、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今、日本じゅうが協力して災害からの新生・復興を進め、すべての人が尊重され、安心して暮らせる社会をつくろうとしていますと。本骨格提言が目指す共生社会は、この新生・復興の日本社会の不可欠の一部となると信じておりますと、そういうふうなことが書いてありまして、現実には、この中にも議論の中には、いろいろと財政の問題ですね。お金の問題、そういうふうなこともうあったらというふう聞いております。

それから、応益を廃止して応能割、たくさん収入がある人には、やはり負担をいただくというふうな議論もあった、そういう提言になっているというふうに思っております。それともう1点は、初めの提案説明にも言いましたが、国連の障害者権利条約がございます。日本は署名はしておるんですが、批准はしておりません。現在、115カ国か118カ国か、ちょっと忘れちゃったけども、批准しているというふうに聞いております。答えになったかどうかわかりませんが、よろしく願います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） この自立支援法から、今回、障害者総合福祉法に移行されるというのか、変わるという、こういう名称が変わるという意味でいいんですね、そういうとらえ方で。この自立支援法から今回の障害者総合福祉法に変わる、その中身で大きく、ここが違うということがあれば教えていただきたいのが1点と。24年度の通常国会で成立を図りたいということなんです、いわゆる、それぞれの政党があります。今、ねじれ国会です。民主党が賛成しても通りません。政治の動き、例えば、自民党はどうだとか、公明党はどうだとかいうことがわかっておりましたら、教えていただけたらというふうに思います。

議長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） 非常に国会のことまでは、私は新聞やテレビや、その他等々のことでしかわかりませんので、あとの件については頭の中で描いたのが正しいかどうか、これ、わかりませんので、よろしく願いたいと。

ただ、今おっしゃれました違い、違いというのは基本的には応益割を廃して、要するに自立支援法は、もう廃止にして新しいのをつくるということになるわけですので、それともう1点は、応能割とか、そういうようなことをしていくと、加えていくと。それと、先ほど言いました国連の国連総会において障害者権利条約が採択されて、日本も、この権利条約の批准に向かって国内法を進めていくというようなことが、私は一番の今度の総合福祉法、これは仮称であるかもわかりませんが、そういうことになるのではなかろうかという思いでおるわけでございます。

16番（今田博文） はい、以上、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
お諮りいたします。本請願は文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。  
よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第6 議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町では現在、11名の人権擁護委員にお世話になっており、任期は3年で議会の意見を聞き、町長が推薦し法務大臣が委嘱することになっております。現在、委員をお世話になっております明石芙佐子氏の任期が平成24年3月31日をもって満了となるため、人格高潔で最適任者として同氏を引き続き委員として推薦いたしたくご提案を申し上げるものでございます。

法務大臣の委嘱手続に時間を要するため、3月議会でご審議していただくことでは間に合わないことから、今議会に提案させていただいたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。本案については、原案の候補者を適任者とするにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案の候補者を適任とすることに決定しました。  
次に、日程第7 議案第118号 与謝野町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第118号 与謝野町立保育所条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

これまでの条例では、主任保育士に所長を補佐させる旨を規定しておりましたが、主任保育士を複数配置している保育所もあり、所長を補佐する場合の、その責任の所在が明確でなかったため、今回の条例改正により副所長、副園長及び所長補佐、園長補佐を置き、所長を補佐し、所長または直属の上司が不在のときは、その職務を代理させることができるように所要の改正を行い、

町立保育所の組織を強化するものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより採決を行います。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。  
よって、議案第118号 与謝野町立保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第8 議案第119号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第119号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年12月10日に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正されました。また、この法律の公布に伴い平成23年9月22日に障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されました。

この条例改正は、これらの法律及び政令の公布に伴い障害者自立支援法が一部改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、障害者自立支援法第5条に条項が追加されたことにより項ずれが生ずることになったため改正をお願いしようとするものでございます。なお、改正条例は関係の政令が本年10月1日から施行されておりますので、これに合わせ公布の日から施行の上、同日から適用することとしております。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
討論を省略し、採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。  
これより議案第119号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第119号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第120号 与謝野町総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第120号 与謝野町総合計画審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律、これは平成23年、法律第35号でございますが、平成23年5月2日に公布され、平成23年8月1日に施行されたことに伴い、関係する与謝野町総合計画審議会条例の一部を改正する提案をさせていただくものでございます。

今回の地方自治法の改正では、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務づけを撤廃するとされており、その中の一つとして市町村の基本構想の策定義務が撤廃されたところでございますので、それに関連して総合計画審議会条例の一部を改正する条例を提案させていただくものでございます。条例の改正内容の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） それでは、議案第120号 与謝野町総合計画審議会条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、議案資料4ページに新旧対照表をつけておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

ただいま町長から説明がございましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律により市町村の基本構想の策定義務が撤廃をされました。今回の地方自治法の改正概要として、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度について、その適正な実施を確保するために必要な改正を行うとされており、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置の中で地方公共団体に対する義務づけの一つであります市町村基本構想の策定義務が撤廃をされたものでございます。具体的には地方自治法第2条第4項、市町村は、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的、かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないが削除されました。これにより市町村は総合計画をみずからの意思により決定する、しないを判断することとなり、策定するとしても、町政における位置づけ、目的、ビジョン、策定方法等も自由に決定することとなります。

本町におきましては、現に第一次与謝野町総合計画に基づき、まちづくりを進めてきたところでございまして、また、平成29年度までの10年間の基本構想も道半ばとなっております。し

たがいまして、地方自治法で基本構想の策定義務が撤廃されたものの、本町のまちづくりを推進していく上での指針となる中長期の計画は必要との考えから、これまでどおり第一次与謝野町総合計画を、その指針として位置づけ、これに基づき継続して本町のまちづくりを推進することとしたく存じます。

よって、本町の総合計画策定の役割を担っていただいています与謝野町総合計画審議会の設置の根拠条例であります本条例の改正を提案させていただくものでございます。条例の改正は、第1条、設置のみでございます。第1条では、審議会の設置目的を規定しており、改正前は地方自治法、昭和22年法律第67号第2条第4項に定める基本構想及び与謝野町の総合計画の策定に関し、必要な事項の調査及び審議を行うため、与謝野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置くとしていましたが、基本構想策定義務の根拠規定であります地方自治法第2条第4項が削除されましたため、改正案として、与謝野町における総合的、かつ計画的な行政の運営を図るために定める総合計画の策定としたいと考えております。

また、その後ろに、並びに推進に関しを追加しております。これは兼ねてから本町の総合計画審議会におきましては、計画の策定のみにとどまらず、行政の外部から総合計画の確実な振興を推進する役割として、その後の計画の振興管理に重点を置いて意見をちょうだいしていくことから、このように総合計画の策定並びに推進に関しと改正するご提案をさせていただくものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、本条例改正について、質問をいたします。

地方自治法の改正に基づいてということで提案がされているわけですが、今回は審議会の内容についての提案のみということで受けとめたいと思うんですが、これについて、いわゆる今まで取り組んでこられた審議会での取り組み内容が、今回の改正によって変わるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。地方自治法の改正に伴って今回の改正をさせていただくもので、当町の審議会での運営を変えていくという考え方をしているものではございません。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の、この自由度を拡大するというで改正されたということなんですが、これに伴って今までからやってこられたことを改正はしないですけども、当町の審議会の中での、この総合計画に基づいたまちづくりの計画や推進を審議していただくに当たって、今まで以上にできることがふえたという内容があるのかどうか、それについて今後、拡大して、審議会の取り組みが拡大されるような方向での検討がされたのかどうか、この点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。趣旨としましては、自治体の自由度が増したという、一言で言えば、そういう改正の趣旨だろうというふうに思っております。これを受けて総合計画審

議会としても自主的な、より民主的なといいますか、当町に合った運営を、自由度を増して運営を変えていくということも今後、可能になるだろうと、そういうものを加速させる意味もあるのかなというふうに思っておりますので、審議会委員さん方のご意見をちょうだいしながら、その辺は向上をさせていくということは重要なのではないかなというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） 13番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） これ議長に質問というよりも動議かもわかりませんが、これ非常に大きな問題でありまして、いわゆる地方自治法が変わったから、それに追随して変わるということですが、今後、第二次の計画等もありますわね、10年後。これは大きな問題でありまして、これすぐに表決になっていますが、今、総務委員長のほうに、私、個人的に総務委員会で、これ協議されましたかと、全くしていないということでございまして、これ非常にちょっと乱暴な、この大きな、いわゆるきょうまで町の憲法として、町の柱としてきたものが、今後、あと残り5年間どうなるのか、非常にこれ、ただ単に地方自治法が変わったからという問題ではないと私は思いますので、きょうこれ、即、即決と、いうことでなしにですね、これはやはり議会にとっても大きな問題でありますから、きょうここで採決されるということではなしに、もう少し協議の時間を与えていただきたいと思いますと思いますが、これ動議ととっていただいても結構です。以上です。

議長（井田義之） ただいま赤松議員から審議の方法について、申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。議会運営委員会の開催をお願いいたします。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時45分）

議長（井田義之） それでは、休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

赤松議員から、私への質問といいますのか、申し出がありました。この件について、議会運営委員会を開催をしていただきました。一応、議会運営委員会の中でやはり総務常任委員会に経ずしてということについては、やはり問題点もあるのではないかとということで、本日の質疑を、ここで打ち切って、後日、15日、一般議案審議の冒頭に質疑を受けて採決を行ったらどうかというご意見でございましたが、これに対して皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしということで、この件については、本日は、この程度にとどめ、後日、改めて質疑、採決を行います。

それでは、次に日程第10 議案第121号 与謝野町立算所会館条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第121号 与謝野町立算所会館条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、算所会館の改修に合わせ室名に、老人が使用されている、そうした室名を変更するため、別表中の表記について所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第121号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第121号 与謝野町立算所会館条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第122号 与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第122号 与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成23年7月29日に公布され、支給対象となる遺族の範囲に他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟ですか、兄弟姉妹であって、（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または、生計を同じくしていた者。）を加える必要があるためでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第122号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第122号 与謝野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第123号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第123号 災害復旧事業の施行について、提案理由のご説明を申し上げます。



す。

本年9月3日から4日に発生した台風12号豪雨により被災した農地のうち、町営で行うこととしております災害復旧事業につきまして、早急に事業着手をしようとするものでございます。

土地改良法において、土地改良事業の一つとして定義されております農地・農業用施設災害復旧事業を行うに当たりましては、土地改良法の規定により京都府知事の施行認可を受けて初めて実施が可能となりますが、協議を行うためには議会の議決を経なければなりませんので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第124号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第124号 町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該路線につきましては、府道中藤加悦線から府道加悦奥団地へ進入するための団地内通路でございますが、今回、道路法第8条第1項の規定に基づき路線認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第124号 町道路線の認定について、説明をさせていただきます。

議案資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

今回、認定をさせていただきます路線名についてでございます。府道加悦奥団地線というふうな名称をつけさせていただいております。

起点につきましては、与謝野町字加悦奥小字馬場60番地7先というふうなことで、府道中藤加悦線を起点といたしておりまして、終点につきましては、同じく加悦奥小字馬場148番地1先というふうなことで、町道加工場西線を終点とするものでございます。

延長につきましては45メートルでございまして、幅員が6メートルから11メートルというふうな幅員になってございます。先ほど町長の説明にもございましたように団地内通路というふうな位置づけではございますけれども、一般車両も通行しておるといふふうなことから、今回、認定をさせていただくものでございます。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第125号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第125号 町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該路線につきましては、府道網野岩滝線の街路整備に伴い町道の終点に変更が生じたため、路線を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いた

だきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第125号 町道路線の変更について、ご説明をさせていただきます。

今回、変更させていただきます路線につきましては、2路線でございます。議案資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

路線名につきましては、男山大坪線でございます。図面にもありますように、変更前につきましては、町道大浜2号支線から国道178号を終点とするものでございまして、延長は317.4メートル、幅員が7.16から9.6メートルというふうな幅員でございました。これが府道の網野岩滝線、いわゆる通称岩滝海岸線の整備に伴いまして終点部分を変更させていただくものでございます。終点部分につきましては、町道の大坪支線ということで、この実線部分で表示をさせていただいている部分と、させていただいております。したがって、76メートル延長が減りまして241.4メートルにするものでございます。幅員につきましてはの変更はございません。これが一つでございます。

もう一つございまして、10ページをお開きいただきたいと思います。路線名につきましては瑞穂線でございます。この部分につきましても、起点を町道の白糸線というふうなことをしておりまして、終点を町道真鶴線というふうな路線としておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、府道の網野岩滝線の整備に伴いまして終点部分を変更するものでございます。終点につきましては、与謝野町の字岩滝小字野田2380番地1先というふうなことで設定をさせていただきますまして、55メートル延長を減らすものでございます。なお、幅員につきましては、変更がございません。

以上、2路線につきまして、変更をかけさせていただきたいというふうに思っております。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ本会議を再開し、午前中の引き続き、本会議を再開します。

日程第15 議案第126号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第126号 平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1億1,613万円を追加し、総額を115億6,769万2,000円といたすものでございます。

まずは、歳出の各科目で共通して計上しております職員人件費につきまして、ご説明を申し上げます。

一般会計総額で471万円減額いたしております。11月25日の臨時議会で与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正をお認めいただき、これに基づき給料について減額するとともに、時間外手当や共済費の増額と相殺した額でございます。なお、人事院勧告とは別に異動等に伴う増減も含んでおります。

それでは、その他の歳出の主なものについてご説明申し上げます。23、24ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は企画費一般経費で第8節報償費に庁舎統合検討委員会（仮称）委員報酬を22万5,000円追加いたしております。これは、私が議会の第8回庁舎問題特別委員会におきまして申し上げました検討委員会の設置にかかります委員報酬を追加させていただくもので、本予算可決後に同委員会設置要綱を定め、委員の委嘱を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、現段階での考え方といたしましては、委員数は25名以内とし、各執行機関の委員や公共的団体等の役員からお願いしたいというふうに考えております。

次のページの第12目有線テレビ管理費では、有線テレビ施設管理運営事業を350万円追加いたしております。府道加悦温江線の道路改良に伴い電柱移転が生じることから、専用物件であるケーブル移設工事が必要となり、工事請負費を追加いたすものでございます。その下の有線テレビ施設整備事業は、総額で455万2,000円追加いたしております。当初予算に計上しておりましたプログラムネットワーク設定委託料を231万円追加し、倍増することといたしておりますが、これはメールの外部受発信システムを設定するものですが、昨今のセキュリティーを考えたときに、特に外部からの受発信には細心の注意を払うことが必要であり、グレードを上げるために追加させていただくものでございます。

次に、29、30ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、地域福祉空間整備事業を2,000万円減額いたしております。これは当初予算に計上しておりました地域福祉空間整備事業交付金の執行事業に対し、府の補助金が交付されるため、町からの交付金が不用になったことにより減額をいたすものでございます。

なお、歳入で後ほどご説明いたしますが、これらの財源といたしておりました地域福祉振興基金繰入金についても調整し、減額いたしております。

次のページの第2目障害福祉費では自立支援医療給付金で、給付実績見込みから更生医療費を1,300万円追加いたしております。

33、34ページの第2項児童福祉費、第2目児童福祉施設費は保育所管理運営事業で10月に入所園児の増加や加配対象児、低年齢児の増加により臨時保育士及び給食作業員賃金を追加するなど、総額で3,730万円追加いたしております。

次に、35、36ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は健康診査事業で第13節委託料を610万円追加いたしておりますが、がん検診委託料など、実績見込みから追加いたすものでございます。

次に、37、38ページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は一般廃棄物処理委託事業で新ごみ処理施設整備事務局負担金を20万円追加いたしております。宮津市と伊根町と、そして、与謝野町の1市2町で均等に分担し、今後のごみ処理基本計画策定に向けての事務を進めるものでございます。

次のページの第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費につきましては、住宅改修助成事業を2,000万円追加いたしております。これは9月補正予算で2,000万円追加するなど、総額で5,500万円を計上いたしておりましたが、大変多くの申請がございまして、さらなる追加をお願いいたすものでございます。

41、42ページの第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費では命の里事業を、総額で1,424万3,000円追加いたしております。これは滝、金屋地域を中心に実施してきております本事業が3カ年間の事業で、本年度が、その最終年度となっており、京都府と協議を進める中でリフレ内に整備予定の直販所やハーブガーデンなどの取り組みが地域との協働の取り組みとして高い評価を受けておりますので、京都府の3分の2の補助を受けられる間に整備をいたしたく本予算を追加するものでございます。

次に、55、56ページの第9款消防費、第2目非常備消防費では団員報酬、公務災害補償費等で消防団員等公務災害補償等、共済基金負担金を873万3,000円追加いたしております。これは東日本大震災において殉職されました消防団員にかかります公務災害補償金が200億円強となっており、その不足額を全国の自治体から消防団員数に応じて負担するものであり、これは今年度に限った特別措置であり、国としては特別交付金で補てんすることとされております。

次に、57、58ページの第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を344万5,000円追加いたしております。消耗品、光熱水費をはじめ管理運営経費を追加いたすものでございます。

61、62ページの第3項中学校費、第1目学校管理費では中学校施設整備事業を482万7,000円追加いたしております。加悦中学校改築事業に伴うものでございますが、基本設計業務の入札結果から設計委託料を542万5,000円減額する一方、実施設計に向けて敷地測量及びボーリング調査が必要となることから、測量委託料を302万5,000円、地質調査委託料を710万円、それぞれ追加させていただくものでございます。

なお、後ほど歳入でご説明いたしますが、当初予算では基本設計業務に合併特例債を充当することで予算計上をいたしておりましたが、京都府との協議の結果、基本設計は起債の対象とならないこととなりましたので、今回、追加の事業費を相殺する中で地方債を減額しております。

次のページの第5項社会教育費、第2目公民館費は地区公民館整備事業で、第13節委託料を359万1,000円追加いたしております。後野地区公民館の実施設計業務に係るもので、設計委託料の追加でございます。

次に、67、68ページの第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費は、総額で734万6,000円追加いたしております。台風12号、15号による農地や林道等の災害復旧に係る経費で、一部は国、府の補助を受け実施するものでございます。

次に、69、70ページ、第14款予備費は382万3,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。15、16ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を1,147万2,000円追加いたしております。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節障害福祉費負担金は、障害者自立支援医療費負担金を650万円追加いたしております。歳出でもご説明いたしましたとおり、更生医

療費の追加に伴うものであり、同様に府負担金も負担割合に応じて追加いたしております。

次のページの第14款府支出金、第2項府補助金、第5目農林水産業費府補助金では、歳出でご説明いたしましたように、命の里事業補助金を1,204万2,000円追加いたしております。また、第10目災害復旧費府補助金は第1節の農林水産施設災害復旧事業費補助金を総額で290万5,000円追加いたしております。第16款寄附金は第2目総務費寄附金でふるさと納税寄附金を14万円追加いたしております。4名の方からご寄附をいただいたものであり、今年度のトータルといたしましては8名の方から67万円のご寄附をいただいたこととなります。大変貴重なご寄附をちょうだいいたしましたことに、この場をおかりしお礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

また、第3目民生費寄附金では、社会福祉費寄附金を300万円追加いたしております。さきの10月の臨時議会で地域共生型福祉施設造成工事に係る予算をお認めいただきましたときに、丹後織物工業組合からの寄附金についても一定の考え方をご説明させていただきましたが、臨時議会に予算提案をさせていただく直前に丹後織物工業組合の理事会において本寄附金についての承認が得られたことに伴い、予算計上が今回の補正予算になったものでございます。よって、本寄附金は町が実施しています地域福祉空間整備事業交付金の財源として活用させていただくことといたしております。第17款繰入金、第1項基金繰入金は第1目財政調整基金繰入金を1億円繰り入れることといたしております。大変厳しい財政状況であり、今後の予算執行に当たっても十分留意していきたいというふうに考えております。

また、12目地域福祉振興基金繰入金は、先ほどの歳出で申し上げましたとおり地域福祉空間整備事業の減額と、先ほどの民生費寄附金の増額を相殺し、2,300万円減額いたしております。

次のページの第19款諸収入、第3目雑入では、財団法人京都府市町村消防賞じゅつ基金配分金を251万1,000円追加いたしております。そもそも本財団は消防団員が職務執行により死亡、または負傷した際に財団加入の市町村が交付された賞じゅつ金に対し財源補てんをすることを目的に設立、運営をされてこられました。しかしながら、公益法人制度の改正に伴い50%以上の公益事業が必要になるものの、全く行っていないことから解散に至ったものでございます。よって、財団の解散に伴い保有されておりました基金残高を消防団員数で案分され、配分されるものでございます。第20款町債は総額で660万円減額いたしております。それぞれ歳出でご説明申し上げました事業に基づき地区公民館整備事業債の増額や現年度発生補助災害復旧事業債の追加を行うとともに、被災対象経費の精査により中学校施設改修事業債を減額いたすものでございます。

なお、10ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更いたしております。以上が、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第127号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第127号 平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1,768万1,000円を追加し、総額を11億2,305万5,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費、職員人件費につきましては、一般会計同様に11月25日の臨時議会でお認めいただいた与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額をする一方、共済費等を増額するなど、総額で62万円追加いたしております。第3款改良費では簡易水道改良事業を107万5,000円追加いたしております。当初予算では加悦簡易水道関連で取水井及び温江高区配水池の測量設計を設計委託料として計上いたしておりましたが、業務内容を精査し、さらに測量業務と実施設計業務を別発注といたしましたので、予算の組みかえにより360万円を減額いたし、新たに測量委託料を440万円追加いたしております。第5款予備費は1,581万1,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第8款諸収入、第2項雑入では、22年度の確定申告により消費税還付金及び還付加算金を総額で1,688万1,000円追加いたしております。第9款町債は歳出で申し上げました委託料の組みかえ等に伴い加悦簡水道施設整備事業債を80万円追加いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第128号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第128号 平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は5,695万円を追加し、総額を18億3,363万3,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費ほかの職員人件費につきましては、一般会計同様に11月25日の臨時議会でお認めいただいた与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額する一方、共済費等を増額するなど、人件費総額で226万7,000円減額いたしております。

次のページの第3款事業費では、公共下水道事業を390万円減額いたしております。石田地区の公共升設置の事業費精査に伴い設計監理委託料を250万円、工事請負費を200万円、それぞれ減額いたしております。その下の特定環境保全公共下水道事業は、先ほどの人件費も含め総額で6,970万円追加いたしております。測量委託料、設計監理委託料を、それぞれ

100万円減額する一方、工事請負費を6,000万円追加いたしております。これは舗装本復旧に伴う面積が増加したこと。温江川の横断で予定していた推進工法が工法変更となったことにより事業費が大幅に増大したことによるものでございます。第5款予備費は3万8,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1目下水道費国庫補助金では、特環分を国の内示により3,900万円減額するとともに、第8款町債を歳出で申し上げました事業費の増減により、また、国庫補助金の減額により調整し公共下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債を、それぞれ減額、あるいは追加するなど、総額で1億100万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第129号 平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第129号 平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は103万7,000円を追加し、総額を4,476万7,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費及び第2款維持管理費の職員人件費につきましては、一般会計同様に11月25日の臨時議会でお認めいただき、与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額する一方、共済費等を増額するなど、総額で1万1,000円追加いたしております。第2款維持管理費の施設管理事業では、温江の虫本水路の修繕等による修繕料の増額と光熱水費の増額で、合わせて88万5,000円追加いたしております。

次のページの5款予備費は8,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、10、11ページの歳入でございますが、第7款諸収入、第1目雑入では、消費税還付金を87万1,000円追加いたしております。簡易水道同様、平成22年度の確定申告によるものでございます。

以上が、平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第130号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第130号 平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正はサービス事業勘定の歳出のみの補正でございますので、総額の変更はございません。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。第1款総務費は一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額する一方、共済費等を追加するなど、職員人件費を総額で18万4,000円追加いたしております。第3款予備費では同額を減額し、調整いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第131号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第131号 平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では2,137万9,000円を追加し、総額を29億4,038万9,000円といたすものでございます。また、直診診療所勘定の補正は110万円を追加し、総額を1億474万3,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第3款後期高齢者支援金等から第6款介護給付金まで、それぞれの確定に伴い追加、あるいは減額をいたしております。第8款保険事業費、第1目特定健康診査等事業費は一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額する一方、共済費等を追加するなど、職員人件費を5万4,000円追加いたしております。第11款諸支出金、第3目償還金は第23節償利割で返還金を1,578万2,000円追加いたしております。平成22年度の療養給付費等の精算により国、府へ返還いたすものでございます。12款予備費は517万9,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第5款療養給付費交付金は過年度分の退職被保険者等療養給付費交付金を2,039万4,000円追加いたしております。平成22年度の精算に伴い追加交付されるものでございます。第11款繰越金は、平成22年度決算に基づき前年度繰越金を208万6,000円追加いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

次に、直診診療所勘定の歳出からご説明申し上げます。28、29ページをお開き願います。第1款総務費、第1目一般管理費では事業勘定同様、人件費を48万3,000円追加いたしております。第2款医業費、第1目医療用機器器具費では、薬の投与による生態への影響を監視するための生態情報モニターの購入費用として第18節備品購入費を追加するなど、総額で53万



9, 000円追加いたしております。第5款予備費は1万1, 000円追加し、調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。26、27ページをお開き願います。第5款繰入金は一般会計繰入金を110万円追加し、調整いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第132号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第132号 平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は収益的支出のみの補正でございます。それでは3、4ページをお開き願います。第1款水道事業費用、第1項営業費用は職員人件費のみの補正となっており、一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例等の一部改正に基づき給料を減額する一方、共済費等の追加により総額で19万1, 000円追加いたしております。第3項特別損失は第1目過年度損益修正損で、過年度過誤納還付金を24万7, 000円追加いたしております。平成22年度の水道料減免措置等に伴う還付金でございます。

以上が、平成23年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

お諮りいたします。請願第6号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願及び請願第7号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書、以上、2件を日程に追加し、議題としたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願及び請願第7号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書、以上2件を日程に追加し、議題としたいと思いを。

追加日程第1 請願第6号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、ただいま出されましたTPPへの参加反対の意見書を求める請願について、趣旨説明を行いたいと思いを。

準備は十分できておりませんが、請願文書を朗読して説明にかえたいと思いを。

初めに請願団体については、与謝野町産直の会の代表者、大江誠さんです。

請願趣旨、野田首相は、さきにかかれたAPEC首脳会合の際に「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明しました。そして、アメリカ政府は、日米首脳会議で野田首相が、「すべての物品やサービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせる」と表明したことを発表しています。

今回のTPPに対する方針は、明確にTPP交渉参加を前提にしたものであって、TPPへの参加に反対する多くの国民や、これまでに議決されている44道府県議会、市町村議会の8割を超える反対ないし慎重な対応を求める意見を踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

これまでの議論を通じて、TPPは農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されていますが、政府の説明は国益を守るなどと抽象的な説明にとどまっています。国益に重大な影響をもたらすTPPについて、国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは絶対に許されません。

与謝野町でも農業は基幹産業であり、TPPへの参加は、本町の農業はもとより地域経済にはかり知れない悪影響を及ぼしかねません。

以上の趣旨から、政府に対する下記の内容の意見書を上げていただくようお願いします。

請願項目

一、「TPPへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、TPP参加に向けた協議を中止すること。以上であります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

議 長（井田義之） これより紹介議員への質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、環太平洋パートナーシップの協定につきまして、紹介議員に質問いたします。

慎重な対応を飛び越えて協議を中止せよという請願になっております。しかし、一方、世界的な国々等、質の高いレベルの経済連携、あるいは貿易を促進するという意味で重要性も指摘されているところがございます。この点につきまして紹介議員の見解をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まず、初めに紹介議員の見解の求めに対して、答弁ということ自身がいかかなものかというふうに思っています。

そうかといって論議になりませんので、そのことを踏まえて私の私見を述べさせていただきたいと思っています。よくはまだ、勉強しておりませんが、世界じゅうの経済の流れというのは多くの国々の流れでいうと、今、目立っているの、日本のマスメディアなんかで目立っているのはTPPだか、FTAだとか、非常に大きな自由貿易という名のグローバル化社会で大きいところが、やはり勝っていくというか、中心の貿易ルールに流れが強まっていますけれども、実は、全世界的な規模でいいますと、必ずしもそうでなくて、むしろ経済主権を守れということですね。非常に小さい国や非常に産業が偏ったり、いろんな国々があります、世界じゅうには、ご存じのように。そういう国連加盟の国々でも、そういう主権を、経済主権とルールをきちんとし

なさいと、守るべきだというのが国連あたりでの大きな世論になっているというのが、私の認識です。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） この請願書には、農業の問題と医療の問題が書いてあるんですね。私の手元の資料によりますと21の交渉分野があるというふうになっております。この議論を始める場合、やはり広い、大局的な立場に立ちまして、もう少し21の分野についても議論を進めていく必要があるというふうに思いますけども、紹介議員の見解はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 細かいことは、私自身は、まだ、勉強しておりませんで、わかりませんが、大きくいえば、この文書の中には出ておりますが、農業だけの分野でなくて、医療や、もっと言えばいろいろと関連文書を読みますと、このルール、いうたら自由化ルールですね。これが行われることで2国間、多国間との関係で、いうたら大きな会社が、もう少しわかりやすく言うと、多国籍企業みたいなところが、今、大きな問題になっているのは、このルールというか、新しいこのルールで、例えば、TPPみたいなルールですけども、こういう貿易ルールの中で何が起きているかという、訴訟になっているんですね。訴訟問題になっているんです。いうのは規制を緩和させるわけですから、例えば、関税の壁を取っちゃうわけでしょう。そのことによって、この例えば国内の、その国の当事国の経済活動が自主的なルールをつくっていたのに、それがつぶれるわけですね。そのことによって、いうたら強いですからね、大きい多国籍企業なんかは、そのことによって非常に告発といいますか、訴訟が起きているということで、新しい矛盾が起きているというふうに聞いておまして、交渉の問題、今、挙げられましたが、大きくいえば基本的に、この協議内容についてというよりも、協議そのものに入るべきでないというのが、ここの考え方だと、この請願者の皆さんの意向だと。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今のお話や、請願の内容を読ませていただきまして、かなり悲観的なことが書いてあるわけですけども、もう少し踏み込んで産直の会、最先端をいく農業をリードしておられる方だと思うので、与謝野町の農業の構造改革等についても議論をしながらの審査をお願いしたいと思っておりますけども、紹介議員の見解をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これもお断りしておかなあかんと思うんですが、ここの団体の役割というのはね、一般的には地域のね、与謝野町における農業の活性化といいますか、にしておるんで、構造改革かどうかわかりませんが、活性化に大きく貢献をしていると、地域経済のということは事実だと思うんですね。その方々がどうこう、こうこうする構造改革を最先端でやってほしいというような話でしたけども、ちょっと私は理解ができないので、その考え方というのか、構造改革みたいな抽象的な言葉には、すみません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そういうことで、できるだけ広い、大局的な立場に立ちまして、この請願についての議論が行われることを望んでおきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは提出者に2、3点、質問をさせていただきたいと思っています。

今、本当にTPPに対しての賛否というのは大きく渦巻いています。賛成派、あるいは反対派、同数とも言えるほど真っ二つに分かれて、賛否両論に分かれて新聞でも報道され、あるいはマスメディアを通じて、いろんな情報が入ってきております。今までから自由貿易、自由協定というのはあったんですね。そのもととはWTOです。それ以後、FTAとかEPAとか、いわゆる二国間での自由貿易の協定というのはありました。しかし、これほど大きな問題にはならなかったというふうに思うんですね。今回、TPPが、こういう形になって大きな、先ほど申し上げましたように世論になっています。世論といいますか、賛否両論が渦巻いています。なぜ、これだけTPPは問題なんですか。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） これもなかなか難しい、なぜって僕に言われてもね、日本じゅうの世論をどうこうするというのは、なかなか難しいんですが、それこそ私流の考えで言いますと、基本的に国がやろうと言い出しているんですから、野田首相は十分に国民に説明ができていない、これが大きな一つは要因になっていると思います。

それから、交渉を既に、相手国との交渉をアメリカと、既にやりかけています。これは交渉の中身よりも、交渉の参加の入り口だというのが彼の理屈なんですけども、しかし、そこでも国会に帰って説明をするんでは、なかなかはっきり細かいことは言わない。アメリカには、この間、ここにも出ていますけども、すべての今、言うところの物品やサービスの貿易にかかる自由化交渉の問題をテーブルにのせるということで、発表しているわけですね。アメリカも、このことについては認めているんです。しかし、そうは言っていないと彼は言っているんですね。そうは言っていない。そう言っていないというのは、そこまで言っていないと言っているんですが、しかし、相手国がちゃんと、こう言っていると言っているんですから、おかしかったら抗議すればいいのに、抗議もしていない。訂正を求めもしていないということですから、このこともわからないことを一層、困難にさせているというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） ちょっと私には伊藤議員の説明はわかりにくかったです。これは伊藤議員に問いかけてどうこうという問題ではございません。これは大きな21分野にわたると、交渉だというふうに言われておまして、非常に今までの日本の形、伝統文化まで壊される可能性があるんじゃないかというふうな大きな心配がされている部分、こういったことが、どの部分までの交渉なんだと、あるいはどの部分まで要求や、そういうものがあるんかと、それがはっきり見えないから心配だという声がたくさんあるんですね。しかし、一方では、世界的な流れとして自由貿易の流れ、波というのは今後一層、形は変われど、進んでいくんじゃないかなというふうに、私自身は考えています。

この文面の中にもありますように、与謝野町でも農業は基幹産業である、農業を守りたいと、TPPによって農業が壊滅的な打撃を受けるというふうなことでありますけれども、この請願者の皆さんは、農業の、どういった部分を心配されているのでしょうか。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか難しいんですね。何を心配されているかというのは、ここで請願としてきているのは、いわゆる今、今田さんがおっしゃった自由貿易の流れがあるのではないかという話がありましたけども、対等な、客観的に必要というのか、迫られているかどうかという問題についての認識は、これは違うと思うんですね、まず。自由貿易が是という立場をとっていないと思います。基本的に、この間、どういいますか、この町でも地産地消とか、循環型経済とかいう取り組みをやってきているんですが、本来あるべき姿はね、非常に矮小化した言い方で誤解を招くかもしれませんけれども、経済というのは、そういうことに立脚した活動だと思うんですね。ですから、強い、もしくは余るほどつくったところが一定に、あるところに押しつけると、それで自分らの、いわゆる国の生産を低めると、これはルールからしたらおかしいのではないかと、自由貿易のルールからしたらというふうに思うんですね。だから、そういうふうに彼らも考えているのではないかというふうに思っています。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 大体わかります。貿易がなければ国はなかなか発展しづらいという部分は確かにあるんですね。そこにはメリットもあり、デメリットもあるということなんです。ですから、今回、そのメリットとして受けとめられている、いわゆる業界の皆さんは賛成だと、これはデメリットになるのではないかと、我々にとって、あるいは我々の業界にとって、これは不利益だと、こういう感じ方をされている業界というのは反対なんですね。ですから、農業も、いわゆるデメリットが多いのではないかと、今、米に700%でしたか、766%の関税を掛けて、いわゆる外国の安い米を税金で高くして販売すると、こういうスタイルといえますか、システムをとっておられます。TPPというのは、関税撤廃ですから、ゼロですから、いわゆる7倍、8倍の関税が取っ払われたら安い米が入ってきて、我々が幾ら頑張っても有機栽培して、循環型の農業をやったって、それは太刀打ちをできないのではないかと、こういう心配が一番あるのではないかと、いうふうに思っているんですが、その請願者の皆さんから、そういったお話といえますか、具体的な、こういう部分が心配でたまらないということをお聞きになっているんですか。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 詳細には聞いておりませんが、農産物をはじめとする自分らの活動が非常に制約されるということは、非常に深刻に語られておりましたし、それから、みんなが農業関係だけじゃなくて、自分らも無策なところがあって、いろんな分野で、流通も含めてですね、いろんなリスクが出てくるということに対する不安はね、非常に訴えられておられました。

それから、先ほどちょっと杉上議員の質問のときにも、それからまた、今田さんの質問のときにも自由貿易の流れの問題がありましたけれども、私、さっきも言いましたけれども、それは国によって売りたいもの、たくさんつくれるものを売り込むわけですよ。勝手な言い方なんですけれども、ですから、相手国がつくっていることを相手国も同等に、その協議をするというなら、百歩譲っていいにしても、そうでなくて、明らかに今回のTPPというのは、今、始まっているのはアメリカとの協議ですよ。ここでずっと、この間、日米の経済協議なんかをずっと経過を見てますと、明らかに日本にどんどんどんどん過剰という言い方をするとおかしいですが、アメリカの経済で売れるものはどんどん売り込むということが基本にあるというふうに感じています。これはほかの国々もそうですけどね、進んだところは。

議長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） それでは最後にもう1点だけお伺いをしたいと思います。このTPPというのは、非常に広い分野、21分野にわたっての交渉だというふうに言われています。この請願は農業に対する反対といいますか、農業者にとってのメリットがあるか、デメリットがあるか、そういう部分に対しての心配事だというふうに思っています。ですから、農業分野をとらえてどうなのかという審議、審査をすればいいのでしょうか。

議長（井田義之） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） そこは、どう理解するかというのはあれですが、ここの中でも指摘されているように、医療分野の問題もあるわけで、ここに限った論議というよりも、もちろんそこが非常に大きなウエートは占めると思うんですけども、今のTPPそのものを問いかけることになるんではないかというふうに思いますけど。

議長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） それはなかなか請願審査をできにくいといいますか。非常にそうやってエリアを広げますと、間口を、非常に難しいのではないかなというふうに思っています、審査がですよ。以上です。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） これにて質疑を終結します。

紹介議員、お帰りください。

お諮りいたします。本請願は産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

次に、追加日程第2 請願第7号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書の趣旨説明を紹介議員として行います。

この請願については、約400の署名がつけておられます。まず、請願趣旨ですが、私たちは未来を担う子供たちの健やかな成長と発達を心から願っています。しかし、今、子供たちが健やかに成長と発達をしていくための基盤が揺らいでいます。今年度の7月に厚生労働省は総体的貧困率を発表しました。全体で16.0%、17歳以下の子供の貧困率は15.7%となっています。2009年度は全体が15.7%、子供の貧困率が14.2%だったのですが、それぞれ0.3%、1.5%上昇しています。1985年以降、最悪となり、特に子供の貧困率の上昇幅は大きく、およそ323万人の子供たちが貧困状態にあると言えます。

親の経済状況や家庭環境にかかわらず、大人たちからすべての子供に、幸せで健全な発育、

豊かな成長の場、充実した教育の機会が与えられることは子供の権利でもあります。

私たちは子供たちが次代を担うものとして大切にされ、「社会の責任で子供を育て、どの子にも豊かな教育が保障される」ことを願っています。そのために趣旨をご理解いただき、以下の請願事項を実現していただくようお願いします。

#### 請願趣旨

1 義務教育無償の原則を実現し保護者負担をなくすために、学校予算を増額してください。

2 経済的な不安なく学校に通えるよう「就学援助制度」の基準に所得基準を加え支援の対象を広げてください。

3 老朽化や破損したプール施設を早急に改修してください。

4 児童・生徒の「学校環境衛生基準」に基づく学習環境の改善をしてください。

特に教室や配せん室の空調設備の設置を急いでください。

5 児童・生徒の通学安全確保のための措置をとってください。

6 自然災害時における児童・生徒の安全確保のため、学校の危機管理体制を充実するとともに、避難所としての機能を充実してください。

7 放射線の影響を受けやすい子供たちの安全と健康を守るため「原子力防災」に関する対策を講じてください。

以上が、趣旨と事項です。

補足をおきますと、請願事項の中で2番の就学援助についてですが、これについては9月議会でも、私が質問しましたように、大きな都市では就学援助というのは所得基準で運営がされています。お隣の宮津市もそうです。宮津市においては、生活保護基準の1.3倍から本年度1.5倍に所得基準が引き上げられました。しかし、宮津市においても、この所得基準だけではなしに、当町のような基準も同時に加えて運営がされておられます。これはやはり自治体による格差をなくしていく、そういう意味でも当町のよさを生かしつつ、その上に、この所得基準を加えて、そして、趣旨にありますように、子供の貧困率で明らかにされている貧困状況、さらには、その上にある子供たちの非常に厳しい家庭環境における教育の確保を図る上でも、このことが今、大切だというふうに思っています。

3番目のプールについては、初めての請願事項ですが、少なくないプールにおいてかなり問題が発生していて、授業にも支障があるというふうなことが言われておられました。

4番目については、エアコン等の設置の要望でございます。それから、特に6番と7番が東日本の大震災と原発事故を受けて、今、学校においてこういう問題について課題を持っているということで、今回、新たに請願事項が加えられたもので、いわゆる避難の問題、そして、放射能の問題です。この放射能の問題につきましては福島から、かなり離れている、この地域でも、あの原発の影響で放射線の量がふえているという、場所によっては0.1マイクロシーベルトを計測されたという話も聞いています。そういう点では、若い世代が、この放射能を体内に入れることによる、その影響というのは、はかり知れないものがあるという、そういう心配の中から生まれている請願事項であるというふうに理解をしています。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（井田義之） これより紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) これにて質疑を終結します。

野村議員、自席へお戻りください。

お諮りいたします。本請願は文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月9日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

お疲れさまでした。

(散会 午後 2時35分)